

宝生第 号
令和 年 月 日

命令書

住 所
氏 名
電 話 ()
様

宝 塚 市 長 印

あなたは、宝塚市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第8条・第11条の規定に違反する行為を行ったので、次のとおり命令します。

違反の日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反の場所	宝塚市 付近
違反の内容	<input type="checkbox"/> ぽい捨て <input type="checkbox"/> 路上喫煙の中止
命令事項	
履行期限	即時

【 教 示 】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、宝塚市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。